

●農林省令第三十六号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)に基き、及び同法を施行するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年五月十日

農林大臣 広川 弘禎

植物防疫法施行規則(昭和二十五年六月農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「収支予算書(第三十九号様式)の下に」又は委任状(第四十一号様式)を加え、同條中第二項を削り、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 法第二十五条第一項の補助金の交付を受けようとする都道府県は、交付申請書に事業計画書(第三十八号様式)及び収支予算書(第三十九号様式)を加え、農林大臣に提出しなければならない。

3 法第二十五条第一項の補助金の交付を受けようとする市町村、農業者又はその組織する団体は、交付申請書(第四十号様式)に事業計画書(第

<p>三十八号様式)、収支予算書(第三十九号様式)及び委任状(第四十一号様式)を添え、当該都道府県知事を經由して農林大臣に提出しなければならぬ。</p> <p>第六十三條第一項中「第六十條」を「第六十條又は第六十一條第二項」に改め、同條第二項を次のように改める。</p> <p>2 法第二十五條第一項の補助金の交付を申請した市町村、農業者又はその組織する団体は、第六十一條第三項の規定により提出した書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ変更承認申請書を当該都道府県知事を經由して農林大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。</p> <p>第六十四條を次のように改める。</p> <p>第六十四條 負担金又は補助金の交付を受けた都道府県は、事業成績書に収支決算書を添え、翌年度六月三十日までに農林大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 法第二十五條第一項の補助金の交付を受けた市町村、農業者又はその組織する団体は、事業成績書(第三十八号様式)に収支決算書(第三十九号様式)を添え、翌年度六月三十日までに当該都道府県知事を經由して農林大臣に提出しなければならない。</p> <p>第四十号様式の次に次のように加える。</p>	<p>第四十一号様式(日本標準規格B4)</p> <p>委任状</p> <p>印紙</p> <p>私儀</p> <p>植物防疫法第二十五條により交付される補助金に係る農林大臣からの補助金交付指令書及び補助金の受領に関する権限を昭和 年度において、何知事何何殿に委任致します。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名又は名称及び代表者氏名</p> <p>注 意</p> <p>1 この委任状は、三部提出すること。</p> <p>2 委任状を提出する者が市町村である場合には、印紙をはり付ける必要はない。</p> <p>附 則</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	Empty space for stamp and signature
--	--	-------------------------------------